

No	質問	回答
1	証明書の発行対象者を教えてください。	川崎市特定創業支援事業（4回以上のセミナー等）の受講を完了し、かつ以下のいずれかを満たす方のみ川崎市から証明書を発行することができます。 ① 現在事業を営んでいない個人で、これから創業を行おうとする者 ② 創業後5年未満の個人または法人  ※個人事業主から法人成りする場合は、創業後5年未満であれば証明書の発行を受けることができます。 ※2社目の創業の場合、対象外です。（事業承継した2代目社長等も経営に携わっている場合は創業したとみなすため、対象外となります。）
2	証明書発行までどのくらいかかりますか。	受理してから5営業日程度で発行いたします。（即日発行はできません。） 郵送をご希望の場合は、さらに郵送期間が発生しますのでご注意ください。
3	証明書発行の手数料はいくらですか。	無料で発行しております。
4	証明書の再発行は可能ですか。	あらかじめ発行申請いただければ、再発行できます。 ただし、証明書の有効期限は、下記のうち早い日付となりますので、ご注意ください。 （1）川崎市創業支援等事業計画が終了する日（令和9年3月31日） （2）創業後の個人の方については、税務署受付印が押印された開業届に記載されている開業日から5年を経過する日 （3）法人の方については、成立の日から5年を経過する日 （4）令和9年3月31日
5	発行申請はオンラインでも可能ですか。	可能です。下記フォームより必要事項を入力・必要書類を添付のうえご申請ください。 <a href="https://logoform.jp/form/FUQz/547905">https://logoform.jp/form/FUQz/547905</a>
6	未定により発行申請書が一部空欄ですが、証明書は発行してもらえますか。	発行可能です。 ただし、証明書の提出先によっては必須項目もあるため、提出先に事前確認することをおすすめします。
7	他都市で創業する場合、川崎市の証明書によりメリットを受けられますか。	受けたいメリットによって変わりますので、提出先にご確認ください。 （例、他都市で創業する場合、川崎市の証明書では登録免許税の減免メリットは受けられません。）
8	一般社団法人でも証明書は発行してもらえますか。	発行可能です。 ただし、一般社団法人の場合、登録免許税減免のメリットは受けられません。（登録免許税の減免は、株式会社、g同会社のみ対象となるため）
9	すでに創業済みですが、証明書を発行してもらえますか。	創業5年未満であれば、発行可能です。 ただし、証明書の有効期限は、下記のうち早い日付となりますので、ご注意ください。 （1）川崎市創業支援等事業計画が終了する日（令和9年3月31日） （2）創業後の個人の方については、税務署受付印が押印された開業届に記載されている開業日から5年を経過する日 （3）法人の方については、成立の日から5年を経過する日 （4）令和9年3月31日
10	法人の代表者以外がセミナーを受講した場合、メリットは受けられますか。	セミナーは、法人であれば代表者が受講する必要があります。役員や社員の方の受講では、メリットを受けることにはできません。
11	代表者が複数いる場合、半分ずつセミナーを受講することはできますか。	できません。 セミナーは代表者一人がすべて受講する必要があります。
12	セミナーの全カリキュラムを、1週間以内ですべて受講することはできますか。	できません。 国の方針により、 <b>1ヶ月以上をかけて、4回以上の講座等を受講</b> いただく必要があります。
13	すでに登記済ですが、後から証明書を法務局に提出して、登録免許税を減免してもらおうことはできますか。	できません。 必ず登記時に証明書を提出する必要がありますので、ご注意ください。
14	創業してから5年以上経っていますが、セミナーは受けられますか。	セミナーの受講可否は、実施している各事業者に直接お問い合わせください。 なお、受講できたとしても、創業後5年以上経っているため川崎市から証明書を発行できませんので、ご了承ください。
15	会社を継ぎましたが、今からセミナーを受講して何かメリットは受けられますか。	会社を承継し、そのまま営業する場合、メリットは受けられません。 一部を継続しつつ新しい会社を設立する場合はメリットが受けられます。 （元の会社を閉鎖して新しい会社を作るときにメリットが受けられます。）
16	先代から会社を引き継いだ2代目社長が、新たに別会社を設立する場合、メリットは受けられますか？	先代が設立した会社を引き継いだ場合でも経営に現状携わっているのであれば、当該申請者が2社目を設立する場合にメリットは受けられません。
17	法人成りを検討していますが、メリットは受けられますか。	創業後5年未満であれば、メリットを受けられます。
18	おすすめのセミナーを教えてください。	それぞれのセミナーごとに各事業者が持つノウハウを活かした特色があります。 開催時期や回数なども異なりますので、セミナー一覧より内容等をご確認のうえ、ご自身の状況に合うセミナーをお選びください。